奈良市建設工事等入札参加の資格等に関する要領

（趣旨）

第１条　この要領は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の５第１項及び令第１６７条の１１第２項の規定に基づき、本市が発注する建設工事（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する工事をいう。以下同じ。）及び建設工事に係る測量、調査、設計等の業務（以下「建設工事等」という。）の委託等に係る入札又は見積りに参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、審査その他必要な事項を定めるものとする。

（入札参加資格）

第２条　入札参加資格は、次のとおりとする。

(1) 令第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 奈良市税、所得税又は法人税、奈良市国民健康保険料並びに奈良市の水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

① 健康保険法（大正１１年法律第７０号）第３条第３項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第４８条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの

② 厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第６条第１項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第２７条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの

③ 雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第５条第１項に規定する適用事業を行う事業主であって、同法第７条の規定による被保険者となったことの届出を行っていないもの

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

① 暴力団（奈良市暴力団排除条例（平成２４年奈良市条例第２４号。以下この号において「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（条例第２条第４号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

② 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等

③ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等

④ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等

⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。

(6) 次の表の左欄に掲げる建設工事等の種類に応じ、当該右欄に掲げる者であること。

建設工事	次のいずれにも該当する者 １　建設業法第３条第１項の許可を受けていること。 ２　建設業法第２７条の２３の審査を受けていること。

建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）第２条の登録を受けており、かつ、当該業務の営業実績を有する者
地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示第７１８号）第２条の登録を受けており、かつ、当該業務の営業実績を有する者
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和５９年建設省告示第１３４１号）第２条の登録を受けており、かつ、当該業務の営業実績を有する者
測量業務	測量法（昭和２４年法律第１８８号）第５５条の登録を受けている者
建築設計業務	次のいずれかに該当する者 １　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者 ２　建築士法施行規則（昭和２５年建設省令第３８号）の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者（以下「登録建築設備士」という。）及び登録建築設備士を有する者 ３　建築設備の設計業務の営業実績を有する者
その他	市長が別に定める者

（申請の期間）

第３条　入札参加資格審査の申請の期間は、次のとおりとする。

(1) 定期申請

① 市内業者（建設業法第３条第１項の本店を市内に有する者をいう。）及び準市内業者（同項の支店を市内に有する者をいう。）　令和の奇数年度の市長が別に定める期間

② 市外業者（前号に掲げる者以外の者をいう。）　令和の偶数年度の市長が別に定める期間

(2) 追加申請　定期申請の期間の属する年度の翌年度の市長が別に定める期間

２　市長は、前項の申請期間を定めたときは、その旨を告示するものとする。

（入札参加資格審査の申請）

第４条　入札参加資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入札参加資格審査申請書に別に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

２　前条第１項第２号の追加申請をすることができる者は、新たに入札参加資格を受けようとする者及び入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）であって現に入札参加資格を有する建設工事等以外の建設工事又は業務の追加をしようとする者に限る。

３　市長は、第１項の規定による申請があった場合においては、その内容を審査し、第２条各号に掲げる入札参加資格を有していると認めたときは、当該申請者を入札参加資格者とするものとする。

４　市長は、入札参加資格審査の結果を、奈良市ホームページに公表するものとする。

５　前条第１項第１号の定期申請をした者は定期申請の期間の属する年度の翌年度の４月１日から２年間、同項第２号の追加申請をした者は入札参加資格者となった日から直前の定期申請をした者の有効期間の末日までの期間、入札参加資格を有する。ただし、市長が特に必要と認める場合には、入札参加資格の有効期間を変更することができる。

（変更届）

第５条　入札参加資格者は、入札参加資格審査申請書又はその添付書類の記載事項に変更があったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（資格の取消し）

第６条　市長は、入札参加資格者が第２条の規定に該当しなくなったとき、又は不正の手段により入札参加資格を受けたと認められるときは、入札参加資格を取り消すものとする。

（雑則）

第７条　この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、令和５年１２月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年１０月２８日から施行する。